

紡績運転(巻糸工程作業)

| | | |
|---|---|---|
| 作業の定義 | 巻糸機で精紡管糸(コップ)の糸の欠点を除去し、所定のパッケージ(チーズ、コーン)に巻き返す作業で、仕上工程とも呼ばれる作業をいう。 | |
| 必須業務(移行対象職種・作業で必ず行う業務) | 第1号技能実習 | 第2号技能実習 |
| | (1)巻糸工程作業 ① 始動・停止作業 ② 段取・仕掛作業 ③ 口付・巻付作業 ④ 継ぎ・給糸作業 ⑤ 機台の見回り作業 | (1)巻糸工程作業 ① 始動・停止作業 ② 段取・仕掛作業 ③ 口付・巻付作業 ④ 継ぎ・給糸作業 ⑤ 機台の見回り作業 (2)安全衛生業務 ① 雇入れ時等の安全衛生教育 ② 作業開始前の安全装置等の点検作業 ③ 紡績運転職種に必要な整理整頓作業 ④ 紡績運転職種の作業用機械及び周囲の安全確認作業 ⑤ 保護具の着用と服装の安全点検作業 ⑥ 安全装置の使用等による安全作業 ⑦ 労働衛生上の有害性を防止するための作業 ⑧ 異常時の応急措置を修得するための作業 |
| 関連業務、周辺業務(上記必須業務に関連する技能等の修得に係る業務等で該当するものを選択すること。) | (1)関連業務 ① 前紡工程作業 ② 精紡工程作業 ③ 合燃糸工程作業 ④ 管糸運搬作業 ⑤ 機台清掃作業 (2)周辺業務 ① 製品区分管理作業 ② 品質維持管理作業 ③ 器具の管理作業 ④ 前工程及び自工程での中間素材の搬送作業 ⑤ 製品の搬送作業 (3)安全衛生業務 上記※と同じ | |
| 使用する素材、材料等(該当するものを選択すること。) | 精紡工程作業(必ず使用すること) 精紡管糸 | |
| 使用する機械、器具等(該当するものを選択すること。) | ① 巻糸工程作業用機械等(一つ以上必ず使用すること。) 1. 紡績用巻糸機(マツハコーナー、オートコーナー等)および付属装置等 ② 器具等(必要に応じて使用すること。) 1. 各種器具等 ケンス、ポピン、運搬車、ドラムバサミ、ハサミ、ハンドブラシ、スパナ等 2. 各機械の各種付属品等 | |
| 製品の例(該当するものを選択すること。) | ① 紡績糸 1. 天然繊維糸(綿糸、梳毛糸、紡毛糸、麻糸、絹紡糸等) 2. 化学繊維糸(スフ糸、合成繊維紡績糸) 3. 意匠糸(ファンシーヤーン) 4. 混紡糸(綿・ポリエステル、綿・麻、毛・アクリル等) 5. 複合糸(コアヤーン) 6. 燃糸(紡績糸・生糸や合成繊維フィラメント糸) 7. ウーリー加工糸(合成繊維フィラメント糸) ② 工程段階での製品(中間製品) 巻糸工程(糸パッケージ(チーズ、コーン)) | |
| 移行対象職種・作業とはならない業務例 | 1. カーペット製造作業 2. 化学繊維製造・製糸作業のみの場合 3. 網・綱(紐、ロープ)製造作業 4. 製綿作業 5. 不織布製造作業 6. 反毛作業(一部前紡機と類似した機構を有する機械を使用するが、精紡工程の前工程となっていない場合) 7. 紡績仕上用でない巻糸機を使用する作業 8. 巻糸工程が精紡工程の後工程となっていない作業 9. 前紡工程における混打綿機運転作業 10. 合燃糸工程において、燃糸機の運転を伴わない(合糸作業、巻き返し作業のみ)作業 11. 上記の関連業務及び周辺業務のみの場合 | |